

事務連絡
令和6年11月8日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管(部)局
 { 特別区 } 結核対策担当課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
結核に関する疑義について

日頃、感染症対策の推進に当たっては、御協力をいただきありがとうございます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核に関してこれまでにいただいた質問に対する回答を送付しますので、ご参照ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課
結核対策推進室 影山、伊豆倉
TEL 03-5253-1111 (内2931)
FAX 03-3581-6251

(公費負担関係)

Q 1 結核患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 26 条により準用される法第 19 条又は法第 20 条に基づき、やむを得ない理由により第二種感染症指定医療機関ではない結核指定医療機関への入院を勧告した。この場合の公費負担については、法第 6 条第 12 項により「感染症指定医療機関」には「結核指定医療機関」が含まれることから、法第 42 条（緊急時等の医療に係る特例）の適用ではなく、法第 37 条の適用として差し支えないか。

例) 結核病床を持たない結核指定医療機関（A 病院）に別疾患で入院中に、肺結核（喀痰塗抹検査結果が陽性）と判明したが、重篤な合併症により、結核病床を持つ第二種感染症指定医療機関への転院ができなかったため、やむを得ず A 病院への入院の勧告を行った。

A 1 差し支えない。

(入院勧告関係)

Q 2 法第 19 条に基づく入院勧告は、いつまでに行わなければならないか。

A 2 「入院勧告等の取扱いについて」（平成 11 年 4 月 26 日健医感発第 58 号厚生省保健医療局結核感染症課長通知）を参照されたい。

【参考】「入院勧告等の取扱いについて」（抄）

1 一類感染症、二類感染症等に係る法第 12 条による届出がなされた場合等、入院が必要な患者が発生したとの情報を把握した場合は、各保健所は、その日のうちに入院の要否を判断し、入院勧告を行うべきものであること。このため、休日、夜間等において届出があった場合でも、各保健所においては、必要な対応がとれるようにしておくこと。

(診査協議会関係)

Q 3 法第 24 条第 4 項及び第 5 項において感染症の診査に関する協議会の委員の任命要件が規定されているが、診査協議会開催時の定足数については規定がないため、法の趣旨を踏まえながら必要に応じて条例で定めるということで良いか。

A 3 貴見のとおり。